

## ② 有害鳥獣捕獲を実施します

問 農政課(内線 528)

農作物への被害を防止するため、笠間市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施します。

実施期間 8月19日(土)～9月17日(日) 日の出～日没

実施区域 笠間市内全域

捕獲鳥獣 イノシシ・カラス・ハクビシン・アライグマ・タヌキ

捕獲方法 銃器およびわなによる捕獲

銃器によるイノシシ捕獲を実施する区域には、当日広報車でお知らせします。

※イノシシの地域捕獲団体については、各地域で箱わなによる捕獲を実施しています。

※わなが仕掛けてある周辺には、次の看板が設置されています。

### 注 意

この周辺に

イノシシを捕まえるための

わな があります。

笠間市鳥獣被害対策実施隊・笠間市

## ③ 特設無料人権相談を実施します

問 社会福祉課(内線 157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【弁護士相談について】 午後1時から弁護士も相談に応じます。相談時間は1件30分以内です。午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでご相談ください。

日時 9月20日(水) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原3-2-11)

### 野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向きや時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)